3. 貨車の標記および表示

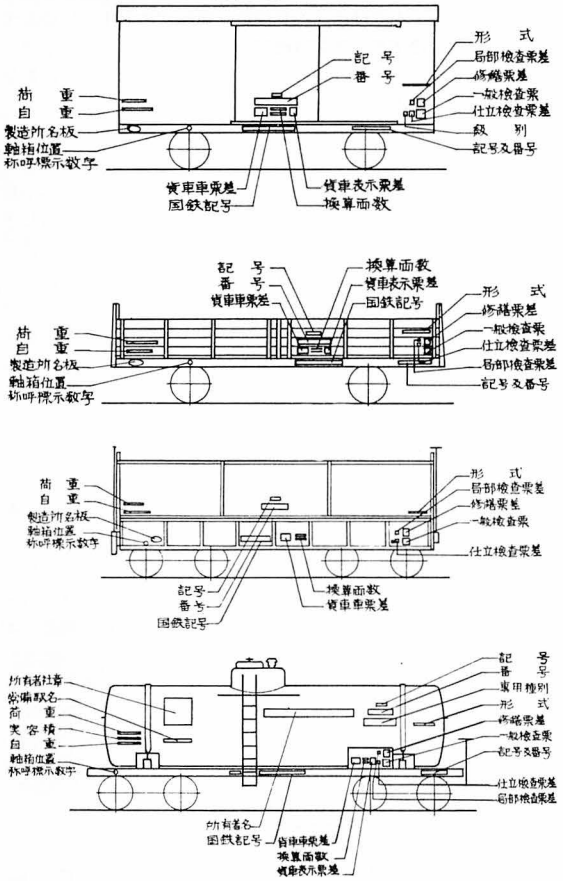

名および製造年 (11) その他特に必要な事項 (12) 私有貨車には所有者名または所有者名略号を標記する。なお所有者のき章を表示することができる。

貨車には修繕票さし，仕立検査標さし，貨車車票さしおよび貨車表示票さしを取付ける。ただし水運車，工事用土運車，石炭車，事業用貨車には表示票さしを取付けない。

標記文字は白色とする。ただし冷蔵車およびタンク車（液体アンモニア用，濃硝酸用および稀硝酸用，液体塩素用，液体塩化ビニール用）の車体に標記するものは黒色とし，日本国有鉄道の文字および製造所名ならびに製造年は，標記するかわりに文字を鋳出した鋳鉄製名板を用いることができる。

4 皇室用客車

(1) 御料車 車両標記方式による標記および表示はしないが，車両の番号は鋼製車体妻右下部に標記する。

(2) 供ぶ車 車体には客車の標記方式により番号，定員および荷重を標記し，その他の標記および表示をしない。定員および荷重の標記はその車両が1等相当のものには「イ」，2等相当のものには「ロ」，3等相当のものには「ハ」，荷物車には「ニ」の記号をつける，また製造所名板は鋼製車車体妻右下部に取付ける。(林 正造)

ひょうきかじゅうトンすう 標記荷重トン数 貨車に貨物を積載できる重量の限度を示したトン数で，通常その表示は貨車の側板の左下方に「荷重○○トン」と白書されている。車扱貨物の運賃計算トン数は，原則として使用貨車の標記トン数によることになっているので，この標記荷重トン数は当該貨車に積載する車扱貨物の運賃計算の基礎となるものであるということができる。(重森直樹)

ひょうきせきたんトンすう 標記石炭トン数 無がい車およびホッパ貨車に石炭をばら積する場合，その積載できる限度を示したトン数で，通常は貨車の側板の左下方に白書してある。標記荷重トン数の下方または右方に，白線一条を画し白書されている。(重森直樹)

ひょうしき 標識 (英) marker, indicator マーカー，またはインディケータともいい，形・色等によって物の位置方向および条件等を表示するものであって，何ら運転の条件も動作も要求しているものではない。標識としては形だけで表わすものはきわめて少なく，多くは形と色とで表わすものが多い。色によって表わすものは列車標識，自動識別標識および徐行許容標識等，形によって表わすものとしては入換標識，転轍器（てんてつき）標識，列車停止標識，車両停止標識および架線終端標識等がある。おもな標識を説明すると，つぎのとおりである。

1 **列車標識** (train indicator) 列車の前部および後部に掲出するもので，**前部標識** (fore indicator) は，列車の位置を表示し，**後部標識** (back indicator) は列車分離等のとき乗務員が気付かずとも，列車が停車場に到着するか通過するとき駅員がこれを確かめて，その有無によって列車の分離を発見することができるのと，他方後続列車等に列車の位置を知らせる目的もあり，自動閉塞区間のように1閉塞区間に2個列車が進入し得るような閉塞方式の線区には絶対に必要である。その表示方式はつぎのようである。

1. 列車標識

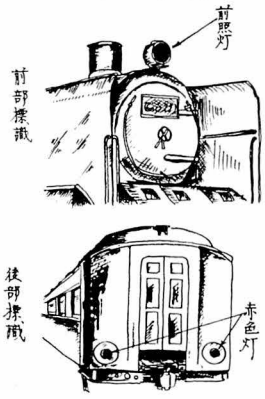

(1) 前部標識

昼間 標識を掲出しない。

夜間 機関車または動車の前面中央の上部に白色灯1個，ただし推進運転をする列車に対しては最前部の車両の前面相当の位置にこれを掲出する。

(2) 後部標識

昼間 最後部 車両(電車を除く)の後部端梁の上部両側に水平に赤色縁の灯器各1個，ただし灯器のかわりに赤色円板を使用してもよい。

夜間 最後部の車両の後部端梁の上部両側に水平に赤色灯各1個。

2. 普通転轍器標識

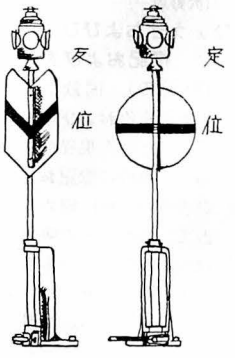

2 **入換機関車標識** (shunting engine indicator) 入換機関車にも標識を掲出するが，これは昼間は標識を掲出せず，夜間は前部端梁の上部右側と後部端梁の上部左側とに赤色灯各1個を掲出する。

3 **転轍器標識** (point indicator) 線路の分岐箇所である転轍器は，停車場構内としてもっとも注意を要する箇所であるから，常時開通しておく方向を定めている。これを定位といいその反対方向の開通を反位といっている。現場あ